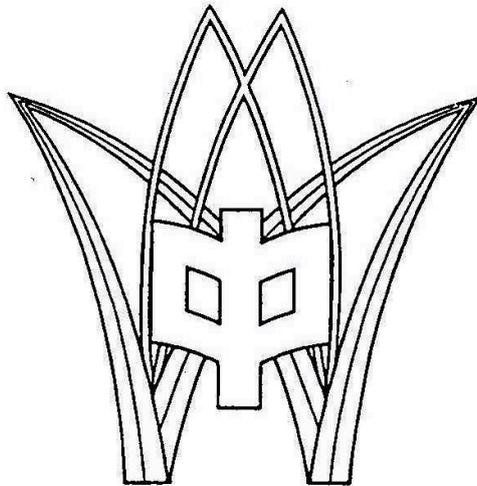


保存版

船橋市立七林中学校 PTA会則

令和7年4月発行



お願い

卒業まで保存してください

船橋市立七林中学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 この会の名称は、船橋市立七林中学校PTAといい、事務所を同校内におく。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員が親睦を深め、連携して、生徒の健全なる育成をはかることを目的とする。

第3章 方針並びに活動

第3条 この会は、教育を本旨とする自主的団体として活動し、会、役員および関係機関の名において、営利的、宗教的、政治的団体およびその事業委細に関与せず、また、いかなる団体、機関の支配、統制、干渉を受けない。

第4条 この会は、学校が行う教育および運営の内容を妨げない。

第5条 この会は、目的達成のために、次の活動を行うものとする。

- (1) 生徒の学業奨励、生徒指導、その他の教育の助成に関すること。
- (2) 学校施設、設備の充実と環境設備に関すること。
- (3) 会員の研修に関すること。
- (4) 本会と目的を同じくする他団体及び機関との連携に関すること。
- (5) その他、この会の目的に照らして必要と認められること。

第4章 会 員

第6条 この会は、この会の主旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- (1) 本校に在学する生徒の保護者、またはこれに代わる者
- (2) 本校に勤務する教職員

第7条 この会の会員は、会費を納め、平等の権利と義務をもつ。

第5章 本 部 役 員

第8条 この会に次の本部役員をおく。なお年度によって増減を可能とする。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 書 記 | 2 名 | (4) 会 計 | 2 名 |

第9条 本部役員の任期は1年とし、再任する事ができる。欠員が生じた場合は本部会が補員を選出し、代表役員会の承諾を得る。その任期は前任者の残任期間とする。

第10条 本部役員は、選考部において候補者を推薦し、総会の承認を得、選出する。

第11条 選考部の構成ならびに候補者の選考については、別に定めるものとする。

第12条 本部役員の職務は次の通りにする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務全てを統一する。
- (2) 副会長は、会長の補佐をし、会長に不測の事態が発生した際はその任務を代行する。
- (3) 書記はこの会の書類の作成及び議事の記録を処理する。
- (4) 会計は、総会で決定された予算に基づいて会計の事務を行い、その収支会計をつかさどる。

第6章 会 計 監 査

第13条 この会に会計監査2名をおく。任期は1年とし再任はしない。

第14条 会計監査は、会費その他の収支について監査し、総会に報告する。

第7章 機 関 ならびに 組 織

第15条 この会に次の機関をおく。

- (1) 総会(第16条、第17条)
- (2) 七中本部会(第18条、第19条)
- (3) 代表役員会(第20条、第21条)
- (4) 学年部(第22条、第23条)
- (5) 専門部(広報部・校外部、選考部)(第10条、第11条)

- (6) 七中祭実行部(第26条、第27条)
- 第16条 総会は、この会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。
- (1) 定期総会は年1回開催する。
 - (2) 臨時総会は会長が必要と認めたととき、また会員の1/3以上の要求があったとき開催する。
 - (3) 七中本部会が必要と認めた場合は、書面による総会を開催することができる。この場合、議決権の行使は議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。
- 第17条 総会は、出席者ならびに委任を含めた会員数の1/3をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意によって決定する。
書面による総会の場合は、会員数の1/3以上の議決権行使書の提出をもって成立し、議決はその過半数の同意によって決定する。
- 第18条 七中本部会は、次の構成員による。
- (1) 校長・教頭
 - (2) 会長
 - (3) 副会長
 - (4) 書記
 - (5) 会計
- 第19条 七中本部会は、この会の執行機関であり、必要に応じて会長がこれを招集し、この会の運営に必要な事項を協議し、当該事項を処理する。
- 第20条 代表役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の構成員による。
- (1) 校長・教頭
 - (2) 本部役員
 - (3) 学年部長
 - (4) 専門部長・副部長
 - (5) 七中祭実行部長・副部長
- 第21条 七中代表役員会は、必要に応じて会長がこれを招集し、その任務は次のとおりとする。
- (1) 総会に提出する議案の作成および審議
 - (2) 総会で決議された事項の運営
 - (3) 第20条の構成員より提出された議案の協議と議決
 - (4) 連絡、調整および運営
 - (5) その他必要事項の議決および処理
- 第22条 学年部は、学級ごとに選出された1名の学級長をもって構成する。
部長・副部長は、各学年ごとに部の中で互選する。
- 第23条 学年部は、必要に応じて部長がこれを招集し、その活動は次のとおりとする。
- (1) この会の運営補助
 - (2) 学級ごとの収支の監査。
- 第24条 専門部の構成は、学級ごとに専門部員を選出し、広報部・校外部、選考部のいずれかに所属する。部長・副部長は、各部の中で互選する。
- 第25条 専門部は、必要に応じて部長がこれを招集し、その活動は次のとおりとする。
- (1) 広報部………広報紙の発行等
 - (2) 校外部………地域の環境整備等
 - (3) 選考部………次期本部役員候補者を選出する。
- 第26条 七中祭実行部は、学級ごとに選出し、部の中で部長・副部長を互選する。
- 第27条 七中祭実行部は、必要に応じて、部長がこれを招集し、七中祭企画及び運営を行う。
- 第28条 その他の機関は、会長が必要と認めた場合、代表役員会の承認を得て設置することができる。
- 第29条 総会以外の会議は、構成員の1/2以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第30条 学校長および教頭は、この会与学校運営の調整を行い、すべての会議に参加し意見をのべることができる。

第8章 会 計

- 第31条 この会の経費は、会費とその他の収入をもってあてる。
- 第32条 会費は、1世帯年額2,400円(200円×12ヶ月)とする。ただし事情により減免する事ができる。
- 第33条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 付 則

- 第 34 条 この会の会則の変更は、総会もしくは代表役員会の議決を要する。
- 第 35 条 この会の運営施行に関する細則および内規は、別にこれを定め、その改廃は代表役員会の議決を要し、総会に報告しなければならない。
- 第 36 条 この会の会則は、昭和 53 年 4 月 22 日から実施する。
平成 7 年 4 月 15 日 一部改正する。
平成 9 年 4 月 19 日 一部改正する。
平成 12 年 4 月 15 日 一部改正する。
平成 13 年 2 月 3 日 一部改正する。
平成 18 年 3 月 2 日 一部改正する。
平成 23 年 1 月 13 日 一部改定する。
令和 3 年 2 月 26 日 一部改定する。
令和 4 年 4 月 28 日 一部改定する。
令和 7 年 2 月 28 日 一部改正する。

P T A 内 規(会則第 33 条によりこの内規を定める。)

慶弔規定

(1) 慶弔規定は次のとおりとする。

(イ)慶 祝 金 教職員会員に対し、慶祝金(結婚祝い、出産祝い)5,000 円を贈る。

(ロ)香 典 在校生徒および PTA 会員の死亡に対し 5,000 円とする。

(ハ)見 舞 い 在校生徒および教職員会員の傷病による 1 週間以上の入院に対し 5,000 円とする。

(ニ)餞 別 本部役員に対し、任期満了および退任時、任期年数に応じた餞別を贈り慰労の意を表す。

(ホ)以上に該当しない特例は、代表役員会にはかり、その都度決める。

(2) 慶弔規定は昭和 53 年 4 月 22 日より実施する。

平成 29 年 4 月 21 日一部改定する。

令和 5 年 4 月 27 日一部改定する。

令和 7 年 2 月 28 日一部改正する。